

議会運営委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年 9月19日（金）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委員長	赤羽直一
	副委員長	落合信太郎
	委員	小堤修
	〃	石井めぐみ
	〃	金澤克仁
	〃	佐藤隆治
	〃	入江洋一
	〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者	議長	岩澤信
	議会事務局 局長	前野拓
	議会事務局 次長	澤部慶
	議会事務局 局長補佐	小笠原一裕

○調査事件 (1) 令和6年度第2回意見交換会について
(2) その他

○調査の経過

午前10時 分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員8名。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから議会運営委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでウェブ配信いたします。

それでは、協議事項に沿って会議を進めます。

最初に、令和6年度第2回意見交換会についてです。8月27日に行われた議会運営委員会では、参加者を高校生に限定して実施する、日程は11月9日を基本とする、以上2点について決定しておりました。当委員会の決定を受け、高校へ調査を行った結果、学校の行事や定期試験・修学旅行などの行事と日程が重なり、学校単位または学年単位で参加の難しい学校があるほか、希望者のみ受験する各種検定の日程と重なっていることや、定期的に受験前にあるため3年生の参加が難しいことなど、様々な学校の事情が判明いたしました。それらの事情を考慮し、9月9日に意見交換会ワーキングチームを開催し協議し

た結果、意見交換会ワーキングチームとしては、令和6年度第2回意見交換会は高校生を対象とするのではなく、これまでと同様に広く市民に参加を募り11月9日実施するのがよいのではないかと結論が出されました。本日は、その結果を受け、改めて協議をいたします。令和6年度第2回市民との意見交換会については、意見交換会ワーキングチームからの結論を考慮し、これまで——これまで同様に広く市民から参加を募り、日程については11月9日を基本として調整した——上で実施するをしたいと思います、考えますが、これに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

お諮りします。令和6年度第2回市民との意見交換会は、これまで同様、広く市民に参加を募り、日程は11月9日を基本として調整した上で実施することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたします。ただいま決定した内容を基本とし、詳細については、改めてワーキングチーム会議を開き決定していきたいと思えます。

続いて、その他。最終日の議事日程についてです。事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局補佐 議会事務局の小笠原です。ただいま通知させていただきました資料のほうを御確認ください。最終日の議事日程についてでございます。議案の追加送付が1件ございました。日程の第3、議案第65号、災害用トイレトラックの取得についてでございます。こちらは本定例会の初日に議決をいただきました議案第59号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）の補正に関連するものとなります。内容のほうは契約案件となりますので、申合せにより、最終日に提案理由の説明、質疑の後、付託省略をお諮りいただき、討論・採決までしていただくこと、本日協議お願いいたします。次に、日程の第8の部分になります。細谷議員、佐野議員から、決議案第1号、取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者を広く募るため募集要項を修正し、追加募集を行うことを求める決議案についてが提出されました。こちら最終日に説明、質疑、付託省略を諮った上で、採決まで行うことについて御協議をお願いいたします。また、最終日の議事日程とは直接関係はございませんが、最終日の24日午前9時半から総務文教常任委員会が開催されます。内容は発言取消し申出の件についてでございます。総務文教常任委員会の委員の皆様は出席のほうお願いいたします。説明は以上となります。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

事務局の説明のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、次期iPadの画面サイズについてです。iPadエアー（M2）の13インチと11インチを業者からお借りし、実際の端末を比較した上で決定することとされておりまして。9月2日から10日までの期間、iPadエアー（M2）の13インチと11インチをお借りし、事務室にて比較していただきました。本日は皆さんから御意見をお伺いした上で、画面サイズを決定したいと思います。画面サイズについて御意見ございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 確認をさせていただいたんですけれども、やはり——何ていうかな、今回、iPadはあくまでもやっぱり議会の中で、基本、資料などを見ながら、議案もそうなんですけれども、そういう——何とというか、目的というか、そういう使用のためということなので、できれば13インチ、これまでの大きさを、ぜひ有効活用させていただきたいという声が圧倒でした。そのことを報告します。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 我々総和会としても、会派の中で十分議論をいたしました。11インチがいいだろう、13インチがいいだろうと両方の意見がございましたが、最終的には、多数決をとった結果、総和会としては11日という結論に至りました。以上です。

○赤羽委員長 入江委員、石井委員、どちらですか。

入江委員。

○入江委員 うちのみらい・維新・国民の会で話し合った結果、双方の意見もありましたが、今までどおり13インチのほうが使いやすいということで、13インチという結論になりました。

○赤羽委員長 では、副委員長。

○落合委員 公明党は13インチのほうに。大画面にして2分割にしたときに、やっぱりどうしても見づらいので、そのように決まりました。

○赤羽委員長 ありがとうございます。意見が分かれたようですので——どうしましょう、これ。ただいま御意見をいただきまして、会派によって13インチと11インチと両方のタイプが出たわけなんですけど、ちょっと休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。休憩中に、皆さん方の意見を、忌憚ない意見をお伺いいたしました。で、13インチと11インチと両方ありましたが、話合いの結果、13インチに決定したいと思いますけど、これに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。それでは、13インチに決定いたします。

次に、政務活動費についてです。本日は、これまで課題となっておりましたガソリン代の領収書、高速道路の現金払いの領収書について協議を行いたいと思います。昨年度の議会運営委員会で協議し、令和6年4月から、ガソリンについてはレンタカーで使用したガ

ソリン代のみ政務活動費から認めることにしており、その際には会派名が記載された領収書及び行程表を提出することとされました。また、高速道路代現金の支払いで領収書がある場合に限り支出を認めることとし、領収書に宛名が記載されなくても行程を証明できる書類を添付することとされました。これ二つについては、ともにガソリンスタンドや高速道路の事務所にて、店員や事務員の方に領収書を発行してもらうことを前提に決定しておりました。しかし、その後事務局にて調査したところ、セルフ式ガソリンスタンドの現金自動支払い機で支払った場合でも、領収書と記載されたものが発行されること、高速道路出口の料金所で現金で支払った際に渡される紙面にも領収書と記載されていることが分かりました。セルフ式ガソリンスタンドの増加や高速道路の事務所へ向かう際の安全性・効率性を考慮し、これら現金自動支払機、高速道路の出口料金所で渡される領収書と記載されている紙面についても、令和7年4月以降、配付資料のとおり政務活動費からの支出を認めていくことにしたいと思っておりますが、これに御意見ございませんか。——なしと認めます。それではお諮りいたします。ガソリン代と高速道路代について、サイドボックスに掲載したとおり、申合せを変更することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがってそのように決定しました。

最後に、中学生との協働事業についてです。

入江委員、どうぞ。

○入江委員 この政務活動費の見直しについてなんですけど、これは今年度から利用ですか、それとも来年度から……

○赤羽委員長 来年度からですね。

○入江委員 (続) 来年度からですね。

○赤羽委員長 先ほど申し上げました。7年4月以降。

○入江委員 分かりました。すみません。

○赤羽委員長 そのほかありませんか。

では、次に移ります。最後に中学生との協働事業についてです。事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 中学校との——中学校との共同事業についてです。本年度、戸頭中学校さんと調整のほうを行っておりましたが、先日、学校さんのほうと打合せを行い、正式に3年生を対象に、事業を実施したいとのお話をいただきました。日程につきましては、現在、調整中でございますが、学校さんからは、学校へ議員の皆様に出向いてもらう出前事業と、生徒が議場にこられる中学生議会の二部構成で実施をしたいとのお話がありましたので、御報告のほうさせていただきます。説明のほうは以上でございます。

○赤羽委員長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

入江委員。

○入江委員 今年度、戸頭中学校を選んだ理由は。他校は御検討しなかったのか。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 今年度も全学校にお話のほうを、説明のほう上がりまし——校長会のときだったんですけども、させていただきまして、その中から、昨年度もお声がけをしていただいていた、戸頭中学校さんから、今年もお声がけのほういただきまして、それでお話を進めていたような状況でございます。

○赤羽委員長 よろしいですか。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それでは、中学校との調整を進めてください。

ここで議長から発言を求められております。

岩澤議長。

○岩澤議長 おはようございます。それでは、私のほうから報告させていただきます。先般、執行部より、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について報告がありました。内容としては、医療福祉費支給制度、いわゆるマル福の制度、こちらを所管する茨城県から、政令の完成——政令の改正に関連して、令和6年10月1日までに県内全市町村で改正しなければならない可能性のある条例改正のひな形がまだ現在示されておらず、市独自でも判断が難しいことから、今定例会への提案が難しいというものでした。また、先ほど申し上げたとおり、令和6年10月1日付で——での改正が必要なものであり、茨城県からの通知があり次第、速やかに改正内容を精査・確定し、専決処分で対応させていただきたいとのお話でした。なお現時点では、この改正条例により、マル福の支給について影響を受ける市民は想定されていないとのことです。現時点で、この条例改正により影響を受ける市民は想定されておらず、また政令の改正に伴うもので、遅延なく対応する必要がありますので、本職としては専決処分により対応することもやむを得ないと考えております。専決処分により対応した場合には、臨時会がない限り12月の定例会において承認事案として提案される予定となりますので、御承知おき願います。以上、報告とさせていただきます。

○赤羽委員長 発言が終わりました。この件について何か御質疑ございますか。

遠山委員、どうぞ。

○遠山委員 マル福もいろいろあるかと思うんですけど、ちょっとその辺、具体的に分かっているらば。

○赤羽委員長 澤部委員——次長。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部でございます。担当課のほうから私どものほうで、少し事情の事実経緯の確認もしておりますので、その範囲での御報告をさせていただきます。今般の改正内容としましては、児童手当の制度の変更に伴うものになります。で、この児童手当の制度の改正につきましては、児童手当法施行例及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、こちらが、何段階かに分けて現在改正が進められております。6月1日施行分、8月1日施行分、10月1日施行予定分という、主に3段階に分かれておりまして、この改正に即して、茨城県の医療福祉——支給——医療福祉支給制度、全市町村で定めております医療福祉費支給に関する条例の改正が必要になるとの御連絡が、8月の末に担当所管のほうにあったそうです。その後なんですけれども、県のほうから改めて

その内容について精査が必要であるという連絡が来ておりまして、現状で最終的な確定情報が届いていないというふうに御報告を伺っております。ただ先ほど申し上げたように、令和6年10月1日の施行分も含めまして至急の対応が必要というところがあるということで、先ほど議長からの報告に至ったというふうに伺っております。また先ほどの議長からの報告の中にもございましたが、現時点、この制度改正はあくまで上位法令の改正に伴っての変更ということにはなりません、では具体的にそれによってマル福の対象から外れるとか、あるいは対象になるといった実際の影響を受ける市民の方というのは現時点では想定はないというような御報告を併せていただいております。私のほうからの補足、以上とさせていただきます。

○赤羽委員長 よろしいですか。そのほかありませんか。

佐藤委員。——佐藤委員、何の件ですか。

○佐藤委員 政務活動費の見直しの領収書……

○赤羽委員長 待ってください。取りあえずこの……。議長の発言に対して、皆さんこれでよろしいですか。——質疑なしと認めます。それでは、今、佐藤委員のほうから政務活動費の見直しについて御意見があるということですので、御意見を伺いたいと思います。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 すいません。先ほどちょっと質疑すればよかったんですけど、ちょっと早かったんで、考えてるうちに進んじゃったんで、ここをお尋ねしたいと思うんですけど、政務活動費の、これ参考で、今資料が添付されてる——領収書が添付されてたんで、これはどういう意味なのか、見本というのはどういうことなのか、教えていただきたいんですけど。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 こちらはそれぞれガソリン代——ガソリンスタンドのほうと高速道路の出口の領収書、出口の料金所で出される領収書の見本となっております。こちらには領収書という形で記載のほうをされているということで、今回、先ほどの内容のほう御協議いただいたような形になります。あくまで見本として御提示させていただきました。

○佐藤委員 ありがとうございます。そうしますとこれ、左のやつは現金で払っても何かこうポイント処理がされてるのがわざわざついてるから、何かここに意味があったのかなとか思ったんですけど、これどう——どうなのかなと思って。現金だけで払えば別に何にもならないと思うんですけど。

○小笠原議会事務局長補佐 多分、自動払——支払機というか、自動支払機があると思うんですけど、そのとき何かこう、ピッとやると多分なるんでしょうけど、基本はポイントじゃなくて現金で支払っていただくという形なり——多分どこでも、今、そのような形で、有人でやってもそういったポイントカードありますかって聞かれるとは思いますが、基本的には、現在はポイントをつけないっていう形にはなってると思わ——思います。現金の支払いプラス、ポイント付けないって形になってると思います。

○佐藤委員 これ、見——見本であって、このようになってても——やっても問題ないということと理解……

○赤羽委員長 この領収書はポイントクラブ会員の方らしいんです。これやった方が。それで、ポイントクラブの会員の方が、それをなんか入れて、それで現金で支払うと、このようにポイント、利用可能ポイントとかなんかが出てくるそうです。ただ、それをポイントクラブのメンバーカードを入れずに現金だけで支払うと、そのポイントの欄は記載されないということになるそうです。ですから見本があまりよくなかったんですが。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ただ、お金払えばいいということにすればいいんですよ。これ見本としてこうやって載っていると、これでいいということになっちゃうのかなと思ったんで。そこをちょっと知りたかっただけ——どうでも——どうでもよくないかもしれないけど。細かいんですけど、お聞きしました。

○赤羽委員長 佐藤委員のとおり、これ見本がよくなかったんですけども。通常やっぱりポイント持ってる方は、必ずポイントをつけてやると思いますんで。そういう領収書しかなかったんだと思うんです。ですから、クレジットカードで払わずに現金で払っていただければオーケーという形です。政務活動費については、これからもまだ何点か幾つか改正していききたいなと思ってることがございますので、これからも折に触れ改正をして、使いやすいものにしていききたいと思っております。1つはスマートインター、今度は——報道によりますと守谷ですとか、つくばみらいですとかにできますし。それから現実的にこの近くでスマートインターがあるのは、茨城空港に向かうための小美玉スマートインター、ここにあります。東名のスマートインターはほとんど使う人いないと思うんですけども、仮に視察か何かで、茨城空港を使っていききたいということになると、小美玉のインターから、スマートインターから出るのが1番便利で速くていいものですから、スマートインターをどうするかというのが、事務局と私との間の話で、何とかしたいねという話になっております。ですからその辺をどうやったら解決できるか、その辺も——それから、皆さん方からいろいろこうしたいという御意見があれば、随時、事務局のほうにお伝えいただいて、できればそれを会議にかけて解決していききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。そのほかに何か、その他としてございませんか。

遠山委員、どうぞ。

○遠山委員 私のほうからちょっと1点確認を。

[発言する者あり]

○遠山委員 まだ終わってないみたい。

○佐藤委員 私のちょっと知りたかったのは、ただ単に現金で払わなきゃ駄目じゃないのかなと思ったんで、その確認だけだったんですけど。これは駄目——これ見本はポイント付いちゃってるから駄目なんですよ。いや、これは駄目な例を——すみません。

○赤羽委員長 佐藤委員。

○入江委員 要するに、もし会派でレンタカー借りて、最後にガソリンに入れますよね。そのときに会派の誰かが自分のポイントを入れて払っちゃったら駄目ということ。

○赤羽委員長 そういうことです。

○入江委員 もうポイントは誰のもし使わず、ただ現金のみの。そうすると、もし誰かが間

違えて自分のポイントを使っちゃっ——ポイントためたくて、ポイントを使っちゃった場合は、その領収書は認められないということで、いいんですね。

○赤羽委員長　そういうことです。

○入江委員　その確認でした。

○赤羽委員長　御注意ください。

石井委員。

○石井委員　もともとはつかないと思うんですけど、例えばキャッシュレス決済とかペイペイとかd払いでやった場合、もしくは、ちょっとやったことないから分からないですけど、レシートにもしかしたポイントが上がってきちゃうかも知れないかなとなったときはどうなんですか。

○赤羽委員長　ですから……

○石井委員　キャッシュレスはなしで。

○赤羽委員長　キャッシュレス決済なしです。全て現金のみにしてください。

遠山委員——じゃあ整備活動の件についてはこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長　遠山委員、どうぞ。

○遠山委員　すみません。前回の議運の中で、申合せ事項ということで意見書提出について申合せして、私も申合せだから、よしとしたわけなんですけども、ちょっと会派のほうに戻ったときに、全——本来、議員提要、市町村議長会で発行されている議員提要ありますよね。その中で確認をしたらば、意見書はもうもちろんその本会議にかけるということである。それだけのことであって、いつでも出せるということなんですよ、原則。やっぱりそのところは確認してよねって発言、うちのほうで出たものですから。そこはそうですよねというのを確認はしたいんです。あくまでも申合せで、議会で議員で、皆さんでなるべく賛同を得られるように理解してもらえるように、付託日に提出してもらえたほうがいいということで、この間の議運での申合せ事項に、私もそこは理解したんですけども、その点。

○赤羽委員長　金澤委員。

○金澤委員　遠山さんのおっしゃるとおり、意見書はいつでも提出できるんです。ただ、その意見書を直近の議会で定例会で審議するには、その日までに出してくださいよという申合せです。

○赤羽委員長　遠山委員。

○遠山委員　そういう申合せの中身だったということは、私も理解したんですよ。緊急の場合は、議長に——議長に委ねるといっか、議長に提出して決めてもらうといっか。そういうことで、なるべく議会の中で理解を深めた上で提出して、それで意見書提出できれば——国なり県なり提出したほうが——できればいいだろうという理解で、私ももちろん賛成はしたんですけども。でもやっぱり、原則、意見書は本会議で決めるということなので——本会議前に事務局——議長のほうに提出して決められるということが、そういう原則は皆さん承知の上ですよというのを確認したかったんです。ただ、取手市議会ではな

るべく付託日に提出してもらえばできる、もうがんじがらめにそうじゃないと駄目ということではないですね。そうすると、全国市町村会からもおかしい感じになる……

〔発言する者あり〕

○遠山委員 (続) いやいや、この間のあれは……

○赤羽委員長 ちょっと休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

これで議会運営委員会を閉会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 _____ ●